

◎航空法の一部を改正する法律

(平成二十三年五月二二五日法律第五〇号)

一、提案理由(平成二十三年四月一二日・参議院国土交通委員会)

○国務大臣(大畠章宏君)

ただいま議題となりました関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案及び航空法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

(略)

次に、航空法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

我が国においては、今後、羽田空港及び成田空港における発着容量の拡大、航空機の小型化に伴う多頻度運航の進展、団塊世代の操縦者の大量退職が予測されており、これらに適確に対応するため、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保が喫緊の課題となつております。一方、諸外国においては、操縦士資格に係る国際民間航空条約附属書の改正により創設された准定期運送用操縦士の資格制度を導入し、安全性を確保しつ

つ、航空運送事業に従事する操縦者の効率的な養成を進めているところです。

また、我が国における航空事故の大半が操縦者に起因して発生しており、その傾向について改善が見られないことから、こうした状況を改善するため、現在、技能審査が義務付けられない自家用航空機等の操縦者を対象とした技量維持を図る仕組みを導入する必要があります。

さらに、航空身体検査証明の有効期間に係る国際民間航空条約附属書に基づき、航空運送事業に従事する操縦者の多くを占める定期運送用操縦士の有効期間の適正化を図る等、航空機の航行の安全を確保しつつ、航空会社の負担の軽減に資するための措置を講ずる必要があります。

こうした状況を踏まえて、この度この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国際民間航空条約附属書の改正を受け、新たな航空従事者技能証明の資格として、航空会社が主として使用する二人操縦機の副操縦士に特化した准定期運送用操縦士の資格を創設することとしております。

第二に、操縦技能証明を有する者は、飛行前の一定期間内において、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力を有

するかどうかについて審査を受け、これに合格していなければ航空機の操縦等を行つてはならないとする仕組みを導入することとしております。

第三に、現在、操縦技能証明の資格ごとに一律に定められており、航空身体検査証明の有効期間について、国際民間航空条約附属書に基づき、年齢、心身の状態等に応じて定めることとしております。

以上が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案及び航空法の一部を改正する法律案を提案する理由です。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成二十三年四月二〇日)

○小泉昭男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、航空法の一部を改正する法律案は、航空運送事業に從事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士を導

航空法の一部を改正する法律

入とともに、操縦者の適切な技量維持に資する特定操縦技能の審査制度の創設、航空身体検査証明の有効期間の変更等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、関西国際空港と大阪国際空港との役割分担の在り方と一体的運営の意義、特定空港運営事業による関西国際空港再生の見通し、航空法改正案提出の背景と特定操縦技能審査制度創設の意義等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(略)

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院国土交通委員長報告(平成二十三年五月一七日)

○古賀一成君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、航空法の一部を改正する法律案について申し上げます。

航空法の一部を改正する法律

一七八

本案は、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身體検査証明の有効期間の適正化等の措置を講じようとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る五月十日本委員会に付託され、翌十一日大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日、質疑を行い、質疑終了後、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案につきましては、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって、また、航空法の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に付された附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年五月二三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 航空輸送において安全の確保が最も重要であることから、今後とも国際民間航空条約附属書の改正等に適確に対応する

とともに、国際情勢や経済状況等も踏まえ、安全対策を推進し、更なる航空の安全性の向上に努めること。

二 航空機の操縦士が航空輸送の安全を最終的に確保する上で重要な役割を有していることを踏まえ、航空運送事業者が引き続き安全の確保に努めるとともに、准定期運送用操縦士の能力について現行操縦士資格と同等以上の水準を確保するよう、航空運送事業者に対し指導及び監督を行うこと。

三 准定期運送用操縦士の訓練及び准定期運送用操縦士による運航を開始しようとする航空運送事業者に対して、訓練計画の作成と訓練の実施に当たり、国際民間航空条約附属書に基づく航空の安全性を満たす適切な技能レベルが確立できるものとするよう指導及び監督を行うこと。また、安全性向上に資するため、訓練計画については、不斷に検証・評価を行い、必要に応じて見直しを行いうよう指導すること。

四 准定期運送用操縦士の制度が二千六年に国際民間航空条約附属書の改正により国際的に導入された新しい制度であることに鑑み、技能水準の達成状況や訓練の実効性を確認するため、同制度の運用状況を適切に監視する仕組みについて検討すること。